

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ 税理士法人

2021 年 10 月号

自動車及び繊維産業を対象とする新たな生産連動型インセンティブスキームの発表

※本ニュースレターは、英文ニュースレター（Tax Alert 26 Sep. 2021 / 28 Sep. 2021）の抄訳です。
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

概要

自動車産業向け PLI スキームの概要

インド政府重工業省は、電気自動車（EV）、水素燃料電池自動車、及び自動車部品の国内製造を促進するための生産連動型（「PLI」）インセンティブ制度（「スキーム」）を発表しました¹。本スキームは、インドにおける輸入依存度を低減し、インドを世界の電気自動車や自動車部品等の需要を満たす輸出ハブとして位置付けることにより、インドにおける先進自動車技術のグローバルサプライチェーンの出現を促進することを目的としています。これはまた、インドにおける製造業の生産高を大幅に増加させることにより、同国における雇用機会の創出を促すものです。

発表されたスキームの概要は以下の通りです。

- インド政府による当該スキームへの支出は 25,938 crores INR（約 3,900 億円、1 INR = 約 1.5 円）です。
- 当該スキームの対象は 2022～2023 年度から 5 年間で、対象売上高に対し 8～16%の補助金が収受可能です。
- 対象売上高とは、基準年度（2019～2020 年度）の売上高をベースとした当該年度の売上高の増加額となります。
- 全体として、当該スキームの導入により、将来 5 年間で 42,500 crores INR（約 6,375 億円）以上の新規投資をもたらし、2.3 lakh INR（約 4 兆円）以上の生産を増加させ、7.5 lakh（約 75 万人）以上の雇用機会を創出することが期待されています。
- このスキームには、チャンピオン OEM インセンティブスキーム（「OEM 向けインセンティブスキーム」）と部品チャンピオンインセンティブスキーム（「自動車サプライヤー向けインセンティブスキーム」）の 2 つのサブスキームが設定されています。
 - (a) OEM 向けインセンティブスキームは、全セグメントのバッテリー駆動の電気自動車及び水素燃料電池自動車を対象としています。
 - (b) 自動車サプライヤー向けインセンティブスキームは、自動車の先進自動車技術部品、CKD（Completely Knocked Down）/SKD（Semi Knocked Down）部品、二輪・三輪・乗用車・商用車・トラクター等の部品を対象としています。
- 上記の両サブスキームは、売上高に連動したスキームであり、既存の電気自動車生産促進（FAME）スキーム及び応用化学電池（ACC）産業向け PLI スキームに追加して運用されます。

¹ インド重工業省 2021 年 9 月 23 日付発表

- 申請の募集開始は本ガイドラインの公表から60日以内（2021年11月22日迄）を予定しており、実際の申請期限は当該日時から60日間を予定しています。

自動車産業向け PLI スキームに関するその他の詳細：

両サブスキームの適格基準及び適格指標、また想定されるインセンティブ内容について、以下の通り政府から発表されています。

OEM 向けインセンティブスキーム

将来5年間でインドにおいて行われるべき最低投資額

区分	将来5年間におけるインド国内最低投資額 ²
チャンピオン自動車会社（OEM）	2,000 crores INR（約300億円）
二輪車・三輪車会社	1,000 crores INR（約150億円）
自動車産業に新規投資を行う企業	2,000 crores INR（約300億円）

申請者の適格基準³

区分	グローバルでのグループ収益(自動車又は/及び部品製造から)	グローバル固定資産(購入時資産額)
チャンピオン自動車会社（OEM）	10,000 crores INR（約1,500億円）	3,000 crores INR（約450億円）

将来5年間のインセンティブ

対象売上高	対象売上高に対するインセンティブ%
2,000 crores INR（約300億円）まで	13%
2,000～3,000 crores INR（約300億円～約450億円）	14%
3,000～4,000 crores INR（約450億円～約600億円）	15%
4,000 crores INR（約600億円）以上	16%
5年間の累積売上高が10,000 crores INR（約1,500億円）を超える場合	追加2%

部品チャンピオンインセンティブスキーム

5年間にインドにおいて行われるべき最低投資額

区分	将来5年間におけるインド国内最低投資額 ⁴
自動車部品会社（サプライヤー）	250 crores INR（約37.5億円）
自動車産業に新規投資を行う企業	500 crores INR（約75億円）

申請者の適格基準⁵

区分	グローバルでのグループ収益(自動車又は/及び部品製造から)	グローバル固定資産(購入時資産額)
自動車部品会社	500 crores INR（約75億円）	150 crores INR（約22.5億円）

将来5年間のインセンティブ

売上	認定売上高に対するインセンティブ%
250 crores INR（約37.5億円）まで	8%
250～500 crores INR（約37.5億円～約75億円）	9%
500～750 crores INR（約75億円～約112.5億円）	10%
750 crores INR（約112.5億円）以上	11%
5年間の累積売上高が1,250 crores INR（約187億円）を超える場合	追加2%
バッテリー駆動の電気自動車及び水素燃料電池自動車部品の場合	追加5%

² 各年度ごとに最低投資額が設定されています。

³ 自動車産業に新規投資を行う企業については、適格基準が別途設けられています。

⁴ 各年度ごとに最低投資額が設定されています。

⁵ 自動車産業に新規投資を行う企業については、適格基準が別途設けられています。

バッテリー自動車及び水素燃料電池自動車の構成部品のメーカーに対し、5%の追加インセンティブが提案されています。

繊維産業 PLI スキームの概要

インド政府繊維省はインドを世界の繊維産業のリーダーとし、輸入依存度を削減するという政府のビジョンに沿って、人造繊維と技術繊維に関する PLI スキームを発表しました⁶。当該スキームは、インドを人工繊維・工業繊維産業の世界リーダーにすることを目的としています。

発表されたスキームの概要は以下の通りです。

- インド政府による当該スキームへの支出は 10,863 crores INR（約 1,600 億円）を予定しています。
- 当該スキームの対象は 2024～2025 年度から 5 年間で、対象売上高に対し 11～15%の補助金が収受可能です。
- 対象売上高とは、基準年度（2019～2020 年度）の売上高をベースとした当該年度の売上高の増加額となります。
- 最低投資額として、300 crores INR（約 45 億円）カテゴリと、100 crores INR（約 15 億円）カテゴリの 2 つの投資基準が設定されています。
- 資本投資の対象には、土地及び管理費を除く、工場、機械、設備、土木工事が含まれます。
- 重点投資先は、繊維産業に意欲的な地区、Tier 3、Tier 4 の町・農村地域（人口 50 万～100 万人未満の都市）等の後進地域です。このイニシアチブによって、グジャラート州、ウッタル・プラデーシュ州、マハーラーシュトラ州、タミル・ナドゥ州、パンジャブ州、アーンドラ・プラデーシュ州、テランガーナ州、オリッサ州等がプラスの影響を受けると予想されます。

デロイトトーマツ税理士法人が提供するサービス

デロイトトーマツ税理士法人は、インド各地の専門家と連携して、インド国内でビジネスを展開する企業向けに、インド国内の税制やインセンティブ制度に対応するためのアドバイザリーサービスを提供しています。

当該スキームについても、経験豊かな専門家による申請から取得・管理までのサポートが可能です。詳細は[こちら](#)よりご確認ください。

インドで上記に関連する投資を検討されている場合、ぜひ当社へご一報ください。

⁶ インド繊維省 2021 年 9 月 24 日付発表

お問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

Global Investment and Innovation Incentives (GI³)

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

Global Investment and Innovation Incentives (GI³) :

www.deloitte.com/jp/tax/gi3



上田 理恵子

パートナー

<mailto:rieko2.ueda@tohmatu.co.jp>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失及び損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファーム及びそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001